

<p>五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む 同法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）</p>
<p>四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>航空機燃料</p>	<p>同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）</p>

2) 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3) 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」

と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款 その他の特例

（引取りに係る特定石炭の免税）

第九十条の四の二 省 略

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス

（引取りに係る特定石炭の免税）

第九十条の四の二 同 上

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以

状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等」（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」（租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭）」と、同法第八中「原油等又は口」に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油」、同法第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同法第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七條（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九條の規定を適用する。

4・5 省 略

（石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付）

第九十条の六の二 省 略

2・4 省 略

5 石油石炭税法第二十一条及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者

下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同法第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同法第四項中「第四条及び第十三條から第十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 同 上

（石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付）

第九十条の六の二 同 上

2・4 同 上

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造

「とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等）」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）若しくは帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

7 省 略

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受

業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等（第二十三条において「石油アスファルト等」という。）で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 同 上

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以

けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 省 略

三 省 略

四 省 略

五 省 略

六 省 略

七 省 略

4・5 省 略

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 税務署長は、第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象保険年金(以下この条において「対象保険年金」という。)に係る同項第二号に規定する保険金受取人等(以下この項及び次項において「保険金受取人等」という。)に該当する者(当該保険金受取人等に該当する者が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行の日(以下この条において「改正法施行日」という。)前に死亡している場合にあつては、その相続人(包括受遺者を含む。以下この条において「特定相続人」という。))。以下この条において「対象年金受給者等」という。)に対し、当該保険金受取人等である者(第三項において「対象年金受給者」という。)又は当該特定相続人に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。)の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得(所得税法第六十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。)のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとならば当該金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金(以下この条において「特別還付金」という。)を支給する。ただし、当該対象年金受給者等(特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この項において同じ。)の当該特別

下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

4・5 同 上

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 同 上

還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正をすることができる（同法第七十条第四項の規定による場合を除く。）。

二 省略

23 省略

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第七十五条、第七十七条、第七十九条並びに第二百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法（第二章（第十一条を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正をすることができる（同法第七十条第五項の規定による場合を除く。）。

二 同上

23 同上

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第七十五条、第七十七条、第七十九条並びに第二百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法（第二章（第十一条を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十条	第三十八条第二项	第三十八条第一项		第三十七条第三项		第三十七条第二项	第三十七条第一项	第三十条第三项			第三十条第二项				第三十条第一项	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上		同上		同上	同上	同上			同上				同上	
同上																
同上																

第五十六条第一項		第四十六条第二項	第四十六条第一項			第四十三条第五項	第四十三条第三項 及び第四項	第四十三条第二項 第二号	第四十三条第二項 第一号		第四十三条第二項	第四十三条第一項		第四十一条及び第 四十二条
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上	同上			同上	同上	同上	同上		同上	同上		同上
同上														
同上														

第六十二条第二項		第六十二条第一項	第六十条第四項	第六十条第三項	第五十八条第二項 第一号及び第二号	第五十七条第二項								第五十七条第一項	第五十六条第二項
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上	同上	同上	同上	同上								同上	同上
同上															
同上															

第一百七十七条第二項	第一百七十七条第一項	第七十三条第五項				第七十三条第四項			第七十三条第一項 第四号	第七十三条第一項 第一号	第七十三条第一項		第七十一条第一項 第二号
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上				同上			同上	同上	同上		同上
同上													
同上													

25
} 31
省
略

25
} 31
同
上

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第二十条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 課税物品を内容とする郵便物(関税法第六条の二第一項第二号口(税額の確定の方式)に規定する郵便物に限る。)を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならない。郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

3 6 省 略

7 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定通知書とみなす。

8 関税法第七十七条第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取るうとする場合について準用する。

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 省 略

2 省 略

3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条(保税地域に該当する製造場)、揮発油税法第四条(保税地域に該当する製造場)又は石油ガス税法第二十六条(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。

一 三 省 略

4 5 省 略

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 課税物品を内容とする郵便物(関税法第六条の二第一項第二号口(税額の確定の方式)に規定する郵便物に限る。)を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 6 同 上

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条(賦課決定)の賦課決定通知書とみなす。

8 関税法第七十七条第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定は、第一項の郵便物の名あて人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取るうとする場合について準用する。

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 同 上

2 同 上

3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条(保税地域に該当する製造場)、揮発油税法第四条(保税地域に該当する製造場)又は石油ガス税法第二十七条(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。

一 三 同 上

4 5 同 上

(当該職員の権限)

第二十二條 税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六條第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者又は同条第四項の承認を受けた者に対して質問し、その消費し若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2| 当該職員は、内国消費税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3| 当該職員は、第一項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5| 国税通則法第七十四條の九から第七十四條の十一まで(納税義務者に対する調査の事前通知等)の規定は、税関長が、当該職員に第一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6| 第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第十六條第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

三 第十六條第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 省略

五 第二十二條第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

(当該職員の権限)

第二十二條 税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六條第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者又は同条第四項の承認を受けた者に対して質問し、又はその消費し若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2| 当該職員は、前項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四條 同上

一 同上

二 第十六條第十項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三 第十六條第十一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 同上

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十一条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の問題検査権等)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者(当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5| 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第七条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 省 略

四 第五条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

(当該職員の問題検査権)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者(当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、又はその者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第七条 同上

一 三 同 上

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示したとき。

(一) 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第二十二條 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

(納税義務者)

第五條 省 略

2 製造たばこを保税地域(たばこ税法第五條の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者)は、その引き取る製造たばこ(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。

(当該職員の問題検査権等)

第十九條 国税通則法第七十四條の五第一号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十二第二項の規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四條の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四條の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四條の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税通則法第七十四條の五第一号ハの規定により採取した見本に関しては、第五條及び第十二條の規定は、適用しない。

(納税義務者)

第五條 同 上

2 製造たばこを保税地域(たばこ税法第五條の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第十九條第一項第二号において同じ。)は、その引き取る製造たばこ(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。

(当該職員の権限)

第十九條 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 たばこ税法第二十五條に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三條において同じ。)、卸売販売業者(同法第二十七條第二項に規定する卸売販売業者をいう。)、又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三條において同じ。))の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む。)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号イからハまでの規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは回避した者
- 二 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

3 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二條 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは回避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一条 附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第百四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該外国法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

附則

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一条 附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第百四十三条の規定は、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第二百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分に限る。） 公布の日から起算して二月を経過した日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の第二項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の第二項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第五条まで及び第七条の規定

ロ 第三条中相続税法第十二条第一項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十九条の第三項の改正規定、同法第十九条の四第一項の改正規定、同法第二十一条の七の改正規定、同法第二十一条の八の改正規定並びに同法第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十六条、第二十八条及び第二十九条の規定

ハ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定及び同法第五条の二第三項の改正規定

ニ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号及び第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の二の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号ロの改正

規定、同法第七十条の四第三項第一号の改正規定並びに同法第七十条の七の改正規定並びに附則第八十五条の規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の十二の改正規定及び同法第四百三十三条の改正規定並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十九条、第二十二条、第九十七条及び第九十九条の規定

ロ 第十七条中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定及び附則第三十七条第二項の規定

ハ 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定（同法第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定（同法第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同法第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定（同法第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十一条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定、同法第十一項の改正規定、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の五の二の改正規定（同法第八項に係る部分及び同法第九項に係る部分（「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第四十二条の五とする改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第四十二条の七及び第四十二条の八の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同法第五項の

改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十二条の十三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第二項の表の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定、同法第六十八条の八の改正規定、同法第六十八条の九第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第六十八条の十を削る改正規定、同法第六十八条の十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第六十八条の十とする改正規定、同法第六十八条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十二の改正規定、同法第六十八条の十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の十四第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の二十第一項の改正規定、同法第六十八条の二十一から第六十八条の二十三までの改正規定、同法第六十八条の二十五（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の四十五の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の四十六に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の五十八（見出しを含む。）の

改正規定、同法第六十八條の五十九の改正規定、同法第六十八條の六十七の改正規定（同法第七項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十八の改正規定（同法第十項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十九第一項の改正規定、同法第六十八條の百第一項の改正規定、同法第六十八條の百八第一項の改正規定、同法第八十條第一項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十條の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十條の七第一項の改正規定並びに同法第三項の改正規定並びに附則第四十五條から第四十九條まで、第五十一條、第五十二條、第五十五條、第五十六條第一項、第五十八條、第六十三條第一項、第六十四條から第六十六條まで、第六十九條、第七十二條、第七十三條第一項、第七十五條、第八十條第一項、第八十一條、第八十二條、第八十七條から第八十九條まで、第九十四條、第九十八條及び第一百條から第二百二條までの規定

二 第二十三條の規定

四 第一條中所得税法第九十條第二号の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規定、同法第九十五條の二第一項の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五(九)の改正規定並びに附則第六條の規定 平成二十四年七月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一條中所得税法第二百二十八條の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定及び同法第二百四十二條の改正規定並びに附則第九條の規定

ロ 第二條中法人税法第五百十三條の前の見出しを削る改正規定、同條から同法第五百七十七條までの改正規定及び同法第六十二條の改正規定並びに附則第二十五條の規定

ハ 第三條中相続税法第五十九條第六項の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第三十條の規定

二 第四條の規定

ホ 第六條中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削り、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二條第二項の規定

- へ 第七条及び附則第三十三条第一項の規定
- ト 第八条及び附則第三十三条第二項の規定
- チ 第九条及び附則第三十三条第三項の規定
- リ 第十条及び附則第三十三条第四項の規定
- ヌ 第十一条及び附則第三十三条第五項の規定
- ル 第十二条及び附則第三十三条第六項の規定
- ヲ 第十三条及び附則第三十三条第七項の規定
- ワ 第十四条及び附則第三十三条第八項の規定
- カ 第十六条及び附則第三十五条の規定
- コ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める部分を除く。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の二同条を第七十四条の十四とし、同章を第七章の三とする改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第三十九条から第四十一条までの規定
- タ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二条第二項及び第三項の規定
- レ 第十九条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三の改正規定、同条を同法第二十条の二とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第二十条の三とする改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の三の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第四十二条の二の二第三項の改正規定、同法第四十二条の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法

第八十九条第十五項の表の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定並びに同法第九十七条の二第二十四項の改正規定並びに附則第四十四条、第五十条、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項、第八十三条、第八十四条第一項及び第二項、第八十六条、第九十条並びに第九十六条の規定

ソ 第二十条及び附則第九十一条の規定

ツ 第二十一条及び附則第九十二条の規定

ネ 第二十二条及び附則第九十三条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十一条の二の改正規定及び附則第八条の規定

ロ 第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定

七 第十九条中租税特別措置法第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする改正規定及び同法第六十八条の六十三の三第四項の改正規定 平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得及び退職所得に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第四条 新所得税法第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(扶養控除に関する経過措置)

第五条 新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新所得税法第九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年七月一日以後に支払うべき新所得税法第九十一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第九条まで、第三十九条及び第四十一条において「旧所得税法」という。)第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2) 新所得税法第九十四条第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三の規定は、平成二十四年七月一日以後に提出する新所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第九十五条の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第九十五条の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2) 新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第八条 新所得税法第二百三十一条の二の規定は、平成二十六年一月一日以後において同条第一項に規定する者に該当する者について適用し、同日前に旧所得税法第二百三十一条の二第一項又は第三項に規定する者に該当する者のこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(所得税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第九条 平成二十四年十二月三十一日以前に旧所得税法第二百三十四条第一項各号に掲げる者に対して行った質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に

同項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。)に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入等に関する経過措置)

第十一条 新法人税法第二十三条第七項並びに第二十三条の二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等(新法人税法第七十一条第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第十二条 新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三条 法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。)の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第五十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年

度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2) 法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3) 法人が新法人税法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4) 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項又は第二項の規定により法人の平成二十七年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5) 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第八項に規定する合併法人等の平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6) 第一項の場合において、第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。）

及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。）の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可

の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限る。適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置)
第十五条 新法人税法第五十九条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する経過措置)

第十六条 旧法人税法第六十条の二第一項の協同組合等の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が施行日前に到来した法人税については、なお従前の例による。

(所得税額の控除等に関する経過措置)

第十七条 新法人税法第六十八条第三項及び第六十九条第十項から第十二項までの規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第八十条の二の規定は、施行日以後に新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十条の二に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十条の二に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)

第十九条 連結法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十条の三第一項中「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定」とあるのは、「(各事業年度の所得の金額の計算)及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十三条第一項(貸倒引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十二条(貸倒引当金)の規定」とする。

2) 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二條第一項の事業年度として附則第十三條第四項又は第五項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一條の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

3) 第一項の場合において、新租税特別措置法第六十八條の四十三第二十一項及び第六十八條の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）附則第十九條第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二條の規定による改正前の法人税法」とする。

(連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

第二十條 新法人税法第八十一條の四第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（新法人税法第八十一條の十九第一項の規定による申告書で新法人税法第八十一條の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第八十一條の二十第二項の規定による申告書をいう。以下附則第二十三條までにおいて同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十一條 新法人税法第八十一條の六第六項において準用する新法人税法第三十七條第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第二十二條 新法人税法第八十一條の九（第一項ただし書及び第八項を除く。）の規定は、連結法人の平成二十年四月一日以後に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2) 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた連結親法人の同日以後最初に開始する連結事業年度（以下この項において「改正連結事業年度」という。

〔から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。〕

一 更生手続開始の決定があったこと（改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画

認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があったこと（改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画

認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、連結確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（連結事業年度における所得税額の控除等に関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十五第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税

について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置)
第二十四条 新法人税法第八十二条の規定は、施行日以後に新法人税法第八十一条の第二十二項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十二条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第八十一条の第二十二項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十二条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

(法人税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第二十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に法人に対して行った旧法人税法第五十三条(旧法人税法第五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。))に係るものを含む。及び旧法人税法第五十四条第一項又は第二項(旧法人税法第五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った旧法人税法第五十四条第一項又は第二項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二十六条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下附則第二十九条までにおいて「新相続税法」という。)の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈

与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

(配偶者に対する相続税額の軽減等に関する経過措置)

第二十七条 新相続税法第十九条の二、第二十一条の六、第三十二条及び第三十六条の規定は、施行日以後に新相続税法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第三十条まで及び第三十九条において「旧相続税法」という。）第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(未成年者控除に関する経過措置)

第二十八条 新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

(障害者控除に関する経過措置)

第二十九条 新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法

(以下この条において「旧法」と総称する。)第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相統税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相統税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相統税について新相統税法第十九条の四第一項の規定を適用したならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相統又は遺贈により財産を取得した際に新相統税法第十九条の四第一項の規定を適用したならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相統税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相統税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

(相統税又は贈与税に関する調査等の当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第三十条 平成二十四年十二月三十一日以前に旧相統税法第六十条第一項又は第二項の規定により同条第一項各号に掲げる者又は同条第二項の公証人に対して行った質問、検査又は閲覧の要求(同日後引き続き行われる調査又は徴収(同日以前に同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査又は徴収に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。))に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下この条において「登記等」という。)に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)(第五十六条の規定は、施行日以後に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に消費税法第四十五条第一項の規定に

よる申告書の提出期限（同法第四十六条第一項の規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日）が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法（次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。）第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行った同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

〔酒税法等の一部改正に伴う経過措置〕

第三十三条 平成二十四年十二月三十一日以前に第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第五十三条第一項第一号から第四号まで若しくは第三項に規定する者又は同条第四項に規定する団体に対して行った同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かん（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者又は団体に対して当該調査に係る同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かんを行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法（以下「旧たばこ税法」という。）第二十七条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

3 平成二十四年十二月三十一日以前に第九条の規定による改正前の揮発油税法（以下「旧揮発油税法」という。）第二十六条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前に

これらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。()に係るものを含む。()については、なお従前の例による。

4) 平成二十四年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法(以下「旧地方揮発油税法」という。)(第十四条の二第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査)同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。()に係るものを含む。()については、なお従前の例による。

5) 平成二十四年十二月三十一日以前に第十一条の規定による改正前の石油ガス税法(以下「旧石油ガス税法」という。)(第二十六条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。)()に係るものを含む。)()については、なお従前の例による。

6) 平成二十四年十二月三十一日以前に第十二条の規定による改正前の石油石炭税法(以下「旧石油石炭税法」という。)(第二十三条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。)()に係るものを含む。)()については、なお従前の例による。

7) 平成二十四年十二月三十一日以前に第十三条の規定による改正前の航空機燃料税法(以下「旧航空機燃料税法」という。)(第十九条第一項に規定する航空機の所有者等に対して行つた同項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)()の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に当該航空機の所有者等に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)()に係るものを含む。)()及び同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)()に規定する航空機燃料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し当該航空機の所有者等と取引があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第二項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む。)()については、なお従前の例による。

8) 平成二十四年十二月三十一日以前に第十四条の規定による改正前の電源開発促進税法(以下「旧電源開発促進税法」という。)(第十二条第一項に規定する一般電気事業者に対して行つた同項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)()の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日

以前に当該一般電気事業者に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し当該一般電気事業者と取引があると認められる者に対して同日以前に行った同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（自動車重量税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第十五条の規定による改正後の自動車重量税法第十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号のいずれかに該当することとなる場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額について適用し、施行日前に当該各号のいずれかに該当することとなった場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に第十六条の規定による改正前の印紙税法（以下「旧印紙税法」という。）第二十一条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に提出された旧印紙税法第二十一条第一項第一号に規定する物件又は同項第二号に規定する課税文書若しくはその写しに係る同項の規定による留置きについては、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過措置）

第三十六条 第十七条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第十七条の規定による改正前の国税通則法（以下「旧国税通則法」という。）第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

(国税の更正の期間制限に関する経過措置)

第三十七条 新国税通則法第七十条第一項(同項第一号に係るものに限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた新国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第七十条第二項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

(国税の徴収権の消滅時効に関する経過措置)

第三十八条 新国税通則法第七十二条第一項(新国税通則法第七十条第三項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

(当該職員の問題検査等に関する経過措置)

第三十九条 新国税通則法第七十四条の二から第七十四条の六まで、第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分を除く。)及び第七十四条の十三の規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者又は調書等の提出義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等(同日前から引き続き行われている調査又は徴収(同日前にこれらの者に対して当該調査又は徴収に係る旧所得税法第二百三十四条、旧法人税法第五十三条、旧法人税法第五十五条において準用する旧法人税法第五十三条、旧相続税法第六十条、第四十条の規定による改正前の地価税法第三十六条、旧消費税法第六十二条、旧酒税法第五十三条、旧たばこ税法第二十七条、旧揮発油税法第二十六条、旧地方揮発油税法第十四条の二、旧石油ガス税法第二十六条、旧石油石炭税法第二十三条、旧航空機燃料税法第十九条、旧電源開発促進税法第十二条又は旧印紙税法第二十一条の規定による質問、検査、閲覧の要求、採取、移動の禁止又は封かんを行っ

ていたものに限る。以下この条において「経過措置調査等」という。）に係るものを除く。）及び納税義務者の取引先等に対して同日以後に行う新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等（当該経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調書等の提出義務者 新国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロ及び第七十四条の三第一項第一号ロに掲げる者

二 納税義務者の取引先等 新国税通則法第七十四条の二第一項第一号ハ、同項第二号ロ、同項第三号ロ及び第四号ロ、第七十四条の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号ロ及びハに掲げる者（新国税通則法第七十四条の二第二項の規定により同条第一項第二号ロに掲げる者に含まれることとなる者、同条第三項の規定により同条第一項第三号ロ又は第四号ロに掲げる者とみなされることとなる者及び新国税通則法第七十四条の三第三項の規定により同条第一項第二号ロに掲げる者に含まれることとなる者を含む。）、新国税通則法第七十四条の五第五号ロ及びハの規定により新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する当該職員による同項に規定する質問検査等の対象となることとなる者並びに新国税通則法第七十四条の六第一項第一号ロ及び第二号ロに掲げる者

3 新国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等（経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

（提出物件の留置きに関する経過措置）

第四十条 新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（行政手続法の適用除外に関する経過措置）

第四十一条 新国税通則法第七十四条の十四第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧国税通則法第七十四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。ただし、旧所得税法第二百三十一条の二第一項に規定する居住者又は非居住者であつて平成二十五年において同項の規定の適用を受けない者（平成二十年から平成二十四年までのい

ずれかの年において同項の規定の適用を受けた者を除く。) について平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までとの間に同項に規定する不動産所得、事業所得又は山林所得に係る新国税通則法第二十八条第一項に規定する更正又は決定及び新国税通則法第六十九条に規定する加算税に係る新国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定については、新国税通則法第七十四条の十四第一項(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第八十条又は第十四条の規定による理由の提示に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日の属する年分前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2) 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項(第二項に係る部分を除く。)並びに第十条の規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該特定された者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この項において「旧租税条約等実施特例法」という。))第九条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行った同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

3) 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項(第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)
第四十三條 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置)

第四十四條 新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第二十九条の三第七項及び第九項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の二第二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十五年一月一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の二第二十四項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項(第四項に係る部分に限る。)
及び第七項、第二十九条の二第九項、第十項(第九項に係る部分に限る。)
及び第十二項、第二十九条の三第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)
及び第十一項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項(第十二項に係る部分に限る。)
及び第十五項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項(第二十五項に係る部分に限る。)
及び第二十八項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

(エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五條 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)

第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十條の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十條の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法第十條の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六條 前條の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十條の二の二の規定の適用については、同條第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第十條の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」と、同條第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十條の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七條 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十條の四第六項に規定する個人の平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十
 条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
 掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第一項	第一項
又は第十条の四第四項	当該各号に定める金額を	次の各号に掲げる規定
第十条の四第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を	次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）

第三項	若しくは第十条の四第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効 力措置法第十条の二の二第五項
-----	--------------	-----------------------------------

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四十九条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法
 第十一条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十一条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係
 る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計
 画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた個人が取得等(取
 得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をする同条第二項に規定す
 る資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規
 定は、なおその効力を有する。

3 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が平成二十四年四月一日以
 後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日前に
 取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する集積産業用資産につ
 いては、なお従前の例による。この場合において、同年分の所得税についての新租
 税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定
 期間内」とあるのは、「平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間」
 とする。

4 新租税特別措置法第十一条の三(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が
 平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生
 産設備について適用する。

(個人の準備金に関する経過措置)

第五十条 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平
 成二十五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条(第三項から第
 六項まで及び第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十五年一月一日に
 おいて同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号
 までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係る
 ものに限る。)を有する場合には、同年から平成二十八年までの各年(当該個人が
 旧租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者(以下この条において「中小

企業者」という。)である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年)において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一(当該個人が中小企業者である場合には、十分の一)に相当する金額(次項において「四年等均等取崩金額」という。)を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定資産(第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。)について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合、その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定資産をその用に供する事業(旧租税特別措置法第二十條の四第一項に規定する事業をいう。)の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 第二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年(当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年)に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における

特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6) 旧租税特別措置法第二十條第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第五十一條 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第五十二條 旧租税特別措置法第四十二條の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同條第二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十三條 新租税特別措置法第四十二條の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第五十四条 新租税特別措置法第四十二条の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。第四項において「平成二十三年改正法」という。)第十九条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)(第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第二項
第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二	新租税特別措置法第四十二条の九、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二	新租税特別措置法第四十二条の九、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二

				第五項		第三項
	第六十八條の十第二項	次条第五項、第四十二條の六第五項	第四十二條の四第十一項（前条第七項）	第六十八條の十第二項 同法第六十六條第一項	第六十八條の十第二項	次条第二項
新租税特別措置法第四十二條の五第二項	平成二十三年改正法附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の十第二項	新租税特別措置法第四十二條の五第二項	新租税特別措置法第四十二條の四第十一項（新租税特別措置法第四十二條の四の二第七項）	旧効力措置法第六十八條の十第二項 法人税法第六十六條第一項	新租税特別措置法第四十二條の五第二項	新租税特別措置法第四十二條の五第二項
	新租税特別措置法第四十二條の九第四項、第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項	新租税特別措置法第四十二條の九第四項、新租税特別措置法第四十二條の十第五項、新租税特別措置法第四十二條の十一第五項、新租税特別措置法第六十七條の二第一項及び新租税特別措置法第六十八條第一項				

第十一項	第六十八條の十第二項	旧効力措置法第六十八條の十第二項
第十二項	同法第二條第三十二号 第六十八條の十第三項 又は租稅特別措置法第四十二條の五第二項	法人稅法第二條第三十二号 旧効力措置法第六十八條の十第三項 又は經濟社會の構造の變化に対応した稅制の構築を圖るための所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第五十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租稅特別措置法（以下「旧効力単體措置法」という。）第四十二條の五第二項
第十三項	並びに租稅特別措置法第四十二條の五第二項 租稅特別措置法第四十二條の五第五項（	並びに旧効力單體措置法第四十二條の五第二項 經濟社會の構造の變化に対応した稅制の構築を圖るための所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第五十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租稅特別措置法（第三項において「旧効力單體措置法」という。）第四十二條の五第五項（

租税特別措置法第四十二条の五第五項	旧効力単体措置法第四十二条の五第五項
-------------------	--------------------

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十六条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の十二	第四十二条の十二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。)第四十二条の五第二項、第三項及び第五項
第三項	法人税の額の百分の二十に相当する金額	法人税の額の百分の二十に相当する金額(旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)
	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の

額から控除される金額がある場合には、これらの金額

2 新租税特別措置法第四十二条の五第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第四十二条の六第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十八条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第四十二条の九第五項及び第六項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第四十二条の十第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第四十二条の十一第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(雇用人の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の十二第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法)以下この条において「旧効力措置法」という。(第四十二条の五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額(旧効力措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控